



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年11月18日金曜日 第1712号

## ◇ 目 次 ◇

特約業者の指定の取消し.....	1167
新たに生じた土地の確認（松山市）.....	1167
町の区域の変更（＃）.....	1167
新たに生じた土地の確認（松山市）.....	1167
町の区域の変更（＃）.....	1168
新たに生じた土地の確認（松山市）.....	1168
町の区域の変更（＃）.....	1168
新たに生じた土地の確認（松山市）.....	1168
町の区域の変更（＃）.....	1168
新たに生じた土地の確認（松山市）.....	1168
町の区域の変更（＃）.....	1168
新たに生じた土地の確認（松山市）.....	1169
町の区域の変更（＃）.....	1169
新たに生じた土地の確認（松山市）.....	1169
町の区域の変更（＃）.....	1169
新たに生じた土地の確認（松山市）.....	1169
町の区域の変更（＃）.....	1169
新たに生じた土地の確認（松山市）.....	1170
町の区域の変更（＃）.....	1170
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	1170
町営土地改良事業の施行の同意（4件）.....	1171
ふ化業者の登録.....	1171
保安林予定森林.....	1171
開発行為に関する工事の完了.....	1171
都市計画事業の認可.....	1172
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	1172
道路の位置の指定（2件）.....	1172

## 公 告

土地（建付地）の売払い.....	1172
土地の売払い.....	1174
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	1174
愛媛県保育士試験の合格者.....	1175
労働委員会第37期委員の補欠委員候補者の推薦.....	1175

## 公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則.....	1177
--------------------------	------

## 公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令.....	1177
-------------------------------	------

## 選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定.....	1178
---------------------	------

## 任 免 辞 令

労働委員会任免辞令.....	1178
----------------	------

## 告 示

### ○愛媛県告示第2016号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3

項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加戸守行

氏名又は名称及び 代表者の氏名	主たる事務所又は 事業所の所在地	取 消 年 月 日
株式会社越智石油 代表取締役 越智剛三	西条市三津屋南7番4号	平成17年 11月9日

### ○愛媛県告示第2017号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、松山市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は松山市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
松山市上怒和甲1の1、甲8の1、甲826の1、乙222の1、乙239の1、乙240の1、乙240の2、乙248の1、乙250の1、乙251の1、乙252の1、乙252の2、乙259の1、乙263の1、乙266+乙272の1、乙273の1、乙282、乙283の1、乙287の1、乙288の1、乙289の1、乙290の1、乙295の3、乙296の1及び乙298の1の地先	9 837.98

### ○愛媛県告示第2018号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、松山市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加戸守行

町の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面 積 (平方メートル)
	区	域	
上怒和	松山市上怒和甲1の1、甲8の1、甲826の1、乙222の1、乙239の1、乙240の1、乙240の2、乙248の1、乙250の1、乙251の1、乙252の1、乙252の2、乙259の1、乙263の1、乙266+乙272の1、乙273の1、乙282、乙283の1、乙287の1、乙288の1、乙289の1、乙290の1、乙295の3、乙296の1及び乙298の1の地先	公有水面埋立地	9 837.98

### ○愛媛県告示第2019号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、松山市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は松山市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
松山市上怒和乙587の4、乙588の3、乙589の1、乙589の6、乙589の11、乙589の12、乙589の14及び乙590の4の地先	224 58

○愛媛県告示第2020号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、松山市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

町の名 称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面 積 (平方メートル)
	区	域	
上怒和	松山市上怒和乙587の4、乙588の3、乙589の1、乙589の6、乙589の11、乙589の12、乙589の14及び乙590の4の地先公有水面埋立地		224 58

○愛媛県告示第2021号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、松山市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は松山市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
松山市神浦276の1、277の1、278の1、280の2、599の1、600の1、605の1、605の2、3118の1、3119の1、3121の1、3123の1及び3688の地先	667 29

○愛媛県告示第2022号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、松山市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

町の名 称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面 積 (平方メートル)
	区	域	
神浦	松山市神浦276の1、277の1、278の1、280の2、599の1、600の1、605の1、605の2、3118の1、3119の1、3121の1、3123の1及び3688の地先公有水面埋立地		667 29

○愛媛県告示第2023号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、松山市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は松山市の地域であることを確認した旨の届出が

あった。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
松山市津和地2317、2324の1、2324の3、2358の1、2359、2516の1、2516の2、2524の1、2524の3、2883、2902の1、2918の1、2947の1、4284の2、4289の1、4289の4から4289の7まで、4289の9、4290の1から4290の3まで、4291の1、4291の3、4291の4、4294の1、4294の3、4295の1から4295の3まで、4346、4347、4348の1、4348の3、4553の3、4553の5、4562の1、4562の2、4566の1から4566の3まで及び40004の地先	4 330 25

○愛媛県告示第2024号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、松山市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

町の名 称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面 積 (平方メートル)
	区	域	
津和地	松山市津和地2317、2324の1、2324の3、2358の1、2359、2516の1、2516の2、2524の1、2524の3、2883、2902の1、2918の1、2947の1、4284の2、4289の1、4289の4から4289の7まで、4289の9、4290の1から4290の3まで、4291の1、4291の3、4291の4、4294の1、4294の3、4295の1から4295の3まで、4346、4347、4348の1、4348の3、4553の3、4553の5、4562の1、4562の2、4566の1から4566の3まで及び40004の地先公有水面埋立地		4 330 25

○愛媛県告示第2025号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、松山市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は松山市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
松山市津和地1422、1428から1430まで、1440から1442まで、1443の2、1444、1445、1447、1449の2から1449の5まで、1536、1537、1539の3、1545、1549の2から1549の4まで、1588の1、1588の2、1591、1685の1、1685の3、1688の2、1690の2、1691、1692、1695の2、1696、1697、1701の1、1776、1777の1、1780の1、1781の1、1782の1、1784の1、1791、4009の1、4011の1から4011の3まで、4016、4017の1、4017の3、4018から4020まで、4094の1、4094の2、4099、4113の1、4114の1、4118の1、4119の1、4126の1、4126の3及び4143の1の地先	7 086 05

○愛媛県告示第2026号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定

により、松山市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加戸守行

町の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
津和地	松山市津和地1422、1428から1430まで、1440から1442まで、1443の2、1444、1445、1447、1449の2から1449の5まで、1536、1537、1539の3、1545、1549の2から1549の4まで、1588の1、1588の2、1591、1685の1、1685の3、1688の2、1690の2、1691、1692、1695の2、1696、1697、1701の1、1776、1777の1、1780の1、1781の1、1782の1、1784の1、1791、4009の1、4011の1から4011の3まで、4016、4017の1、4017の3、4018から4020まで、4094の1、4094の2、4099、4113の1、4114の1、4118の1、4119の1、4126の1、4126の3及び4143の1の地先公有水面埋立地		7,086.05

○愛媛県告示第2027号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、松山市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は松山市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
松山市中島栗井甲12の1、丁23の1、丁23の8及び丁24の1の地先	804.13

○愛媛県告示第2028号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、松山市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加戸守行

町の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
中島栗井	松山市中島栗井甲12の1、丁23の1、丁23の8及び丁24の1の地先公有水面埋立地		804.13

○愛媛県告示第2029号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、松山市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は松山市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
松山市中島栗井甲266の1、甲266の2、甲267の1、甲269、甲804の1、甲807、甲808、甲811の2、甲812、甲813、甲1146から甲1148まで、甲1161、甲1162、甲1180の1、甲1180の2、甲1235の1、甲1235の2、甲1235の4、甲1235の5及び甲1236の地先	701.63

○愛媛県告示第2030号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、松山市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加戸守行

町の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
中島栗井	松山市中島栗井甲266の1、甲266の2、甲267の1、甲269、甲804の1、甲807、甲808、甲811の2、甲812、甲813、甲1146から甲1148まで、甲1161、甲1162、甲1180の1、甲1180の2、甲1235の1、甲1235の2、甲1235の4、甲1235の5及び甲1236の地先公有水面埋立地		701.63

○愛媛県告示第2031号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、松山市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は松山市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
松山市二神甲20の2、甲73、甲87、甲96、甲99の1、甲112、甲116の1、甲116の3、甲171、乙55の4、乙56の1、乙56の2、乙69の1、乙69の5、乙70、乙89の1、乙90の1、乙90の3、乙92の2、乙93の2、乙94の3、乙95、乙97の3、乙104の3、乙105の2及び乙106の1から乙106の3までの地先	1,804.12

○愛媛県告示第2032号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、松山市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加戸守行

町の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
二神	松山市二神甲20の2、甲73、甲87、甲96、甲99の1、甲112、甲116の1、甲116の3、甲171、乙55の4、乙56の1、乙56の2、乙69の1、乙69の5、乙70、乙89の1、乙90の1、乙90の3、乙92の2、乙93の2、乙94の3、乙95、乙97の3、乙104の3、乙105の2及び乙106の1から乙106の3までの地先公有水面埋立地		1,804.12

## ○愛媛県告示第2033号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、松山市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は松山市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
松山市上怒和甲677の8、甲678の5、甲682の1、甲682の3、甲685の1、甲685の4、甲688の4、甲735の1、甲735の4、甲736の1、甲737の1、甲737の3、甲769の4、甲769の5、甲770の1、甲771及び乙590の12の地先	1,052.32

## ○愛媛県告示第2034号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、松山市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加戸守行

町の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
上怒和	松山市上怒和甲677の8、甲678の5、甲682の1、甲682の3、甲685の1、甲685の4、甲688の4、甲735の1、甲735の4、甲736の1、甲737の1、甲737の3、甲769の4、甲769の5、甲770の1、甲771及び乙590の12の地先公有水面埋立地	1,052.32

## ○愛媛県告示第2035号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加戸守行

## 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コメリH&G波止浜店・ラ・ムー今治北店  
今治市波止浜字高部下112-2他
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コメリ  
新潟県新潟市清水4501番地1  
代表取締役社長 捧 雄一郎  
大黒天物産株式会社  
岡山県倉敷市堀南704番地の5  
代表取締役社長 大賀 昭司
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名

称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コメリ

新潟県新潟市清水4501番地1

代表取締役社長 捧 雄一郎

大黒天物産株式会社

岡山県倉敷市堀南704番地の5

代表取締役社長 大賀 昭司

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成18年5月1日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,485平方メートル

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

102台

イ 駐輪場の収容台数

72台

ウ 荷さばき施設の面積

202.00平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

19.43立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社コメリ

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時

大黒天物産株式会社

24時間営業

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

- 2 届出年月日

平成17年10月31日

- 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第2036号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、鬼北町から協議のあった町営土地改良事業（農地保全事業・大宿地区）の施行に平成17年11月 7 日同意した。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2038号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、鬼北町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・大宿地区）の施行に平成17年11月 7 日同意した。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2037号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、鬼北町から協議のあった町営土地改良事業（農業用道路整備事業・大宿地区）の施行に平成17年11月 7 日同意した。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2039号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、鬼北町から協議のあった町営土地改良事業（ため池等整備事業・大宿地区）の施行に平成17年11月 7 日同意した。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2040号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第 7 条第 1 項の規定により、次のようにふ化業者の登録をした。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録番号	登録年月日	氏名（又は名称）及び住所	ふ化場の名称及びその所在地
17第2号	平成17年11月16日	農事組合法人 南伊予養鶏組合 伊予市下三谷2488の1	農事組合法人 南伊予養鶏組合ふ化場 伊予市下三谷2488の1

○愛媛県告示第2041号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

八幡浜市国木 244、330、334 の 1、334 の 3、334 の 4、337 の 1、338 の 1、339、乙 198 から乙 201 まで、乙 207、乙 213、乙 215、乙 216、乙 219、乙 220 の 1、乙 221 の 1、乙 222 の 1、乙 222 の 4、乙 225 の 1、乙 228 から乙 230 まで、乙 233、乙 235、乙 237、乙 238、乙 240、乙 241 の 1、乙 246

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第2042号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17西局建管第1015号 平成17年11月4日	西条市下島山字稗尻甲1451番1及び甲1452番2	西条市下島山甲1574番地 三 浦 圭
17松局建（開）第52号 平成17年11月2日	伊予郡松前町大字北川原字岩ノ本111番1	伊予郡松前町大字北川原197番地の1 忽 那 文 良

17松局建（開）第53号 平成17年11月7日	東温市田窪字水木1859番4及び1862番5	松山市朝生田町一丁目15番10号 株式会社コヴァエステート 代表取締役 小林 昌三
17八局大土（開）第2236 2号 平成17年11月7日	大洲市五郎字青木甲2545番1、甲2546番、甲2546番2、甲2547番1、甲2548番1、甲2551番1、甲2551番2、甲2552番、甲2553番1、乙17番1、甲2546番地先水路、甲2546番2地先水路、甲2547番1地先水路、甲2548番1地先水路、甲2551番1地先水路、甲2552番地先水路、甲2553番1地先水路及び乙17番1地先水路	大洲市徳森248番地 株式会社西田興産 代表取締役 西田 弘二

○愛媛県告示第2043号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59号第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加戸 守 行

- 1 施行者の名称  
砥部町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
松山広域都市計画下水道事業  
砥部公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成17年11月18日  
平成24年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
愛媛県伊予郡砥部町八倉地内
  - (2) 使用の部分  
愛媛県伊予郡砥部町八倉地内から愛媛県伊予郡砥部町三角地内

○愛媛県告示第2044号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63号第1項の規定に基づき、保内都市計画下水道事業保内町公共下水道（八幡浜市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加戸 守 行

- 1 事業施行期間  
平成11年12月28日  
平成24年3月31日
- 2 事業地

- (1) 収用の部分  
愛媛県八幡浜市保内町川之石地内
- (2) 使用の部分  
愛媛県八幡浜市保内町川之石地内

○愛媛県告示第2045号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加戸 守 行

- 1 道路の位置  
八幡浜市保内町川之石1番耕地140番29
- 2 申請人の住所氏名  
八幡浜市大谷口二丁目1番27号  
菊池 護  
八幡浜市保内町川之石1番耕地140番地5  
阿部 厚子
- 3 図面省略

○愛媛県告示第2046号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加戸 守 行

- 1 道路の位置  
喜多郡内子町平岡甲1874番、甲1877番及び甲1880番1
- 2 申請人の住所氏名  
大洲市東大洲137番地  
トミナガ不動産有限公司 代表取締役 富永 邦茂
- 3 図面省略

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加戸 守 行

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名  
土地（建付地）の売払い
  - (2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

所在地	土地		建物	
	地目	地積	構造	床面積
西条市大町字鷹丸452番6	宅地	610.45m <sup>2</sup>	コンクリートブロック造陸屋根2階建外	375.30m <sup>2</sup>
西条市大町字御船川523番7	宅地	57.35m <sup>2</sup>		

## 2 入札に参加する者に必要な資格等

### (1) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 契約条項を示す場所等

#### ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2558

#### イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

#### ウ 現地説明の日時及び場所

##### (ア) 日時

平成17年12月19日（月）午後2時00分

##### (イ) 場所

売り払う土地の所在地

## 3 入札及び開札

### (1) 入札及び開札の日時

平成18年1月16日（月）午後2時00分

### (2) 入札及び開札の場所

愛媛県西条市喜多川796番地の1

愛媛県西条地方局7階第1会議室

### (3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

## 4 その他

### (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

### (3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

### (4) 契約書作成の要否

要

### (5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

### (6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

### (7) その他

詳細は、入札心得書による。

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
土地の売払い
- (2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

物件番号	所在地	地目	地積
1	八幡浜市江戸岡一丁目1247番2	宅 地	67.59m <sup>2</sup>
2	八幡浜市松柏乙573番2	宅 地	943.89m <sup>2</sup>

### 2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 （089）912 2558

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

- (ア) 日時

物件番号	日時
1	平成18年1月10日（火）午前11時00分
2	平成18年1月10日（火）午後2時00分

- (イ) 場所

売り払う土地の所在地

### 3 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時

物件番号	日時
1	平成18年1月23日（月）午前11時00分
2	平成18年1月23日（月）午後2時00分

- (2) 入札及び開札の場所  
愛媛県八幡浜市北浜1丁目3番37  
愛媛県八幡浜地方局7階中会議室

- (3) 入札書の提出方法  
持参により提出すること。

### 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。  
イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札の無効  
2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否  
要
- (5) 落札者の決定方法  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 売り払う土地の用途制限  
ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。  
イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。
- (7) その他  
詳細は、入札心得書による。

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行



申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年11月4日	特定非営利活動法人 パンスリーエイド	三 鍋 孝 文	四国中央市川之江町3314番地32	この法人は、福祉の心を根本として、地域に住み様々な境遇や状況で生活を営める老若男女すべての人々に対して、主に介護保険法等による福祉サービスの運営、地域で未充足となっている社会福祉資源の創設・運営、福祉情報の発信、福祉人材の育成等の福祉事業を行い、さらに地域密着型の事業を継続して行うことで地域の福祉と健全な発展に寄与することを目的とする。

○公 告

愛媛県保育士試験の合格者について

平成17年度愛媛県保育士試験の合格者は、次のとおりである。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

受 験 番 号	受 験 番 号	受 験 番 号	受 験 番 号
38010009	38010017	38010020	38010022
38010026	38010031	38010032	38010035
38010043	38010047	38010053	38010061
38010072	38010092	38010108	38010112
38010118	38010125	38010130	38010144
38010154	38010158	38010169	38010170
38010177	38010196	38010204	38010210
38010211	38010212	38010216	38010218
38010220	38010223	38010232	38010235
38010237			

○公 告

愛媛県労働委員会第37期委員の補欠委員候補者の推薦について

第37期愛媛県労働委員会労働者委員が1人欠員を生じるので、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号。以下「政令」という。）第21条第1項の規定により、愛媛県労働委員会の労働者委員の候補者を推薦する資格を有する労働組合は、委員候補者を次により推薦してください。

平成17年11月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 推薦者の資格

労働者委員の候補者について推薦資格を有する労働組合は、法第5条第1項の規定による法第2条及び第5条第2項の規定に適合するとの立証を受けている労働組合であり

、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。

2 被推薦者の資格

法第19条の4第1項に規定する者に該当する者は、委員となることができません。

なお、公共企業体等の職員、国家公務員又は地方公務員が委員に任命される場合は、その身分関係を規律する他の法律の規定により制約を受けます。

3 推薦期間

平成17年11月18日〔金〕から12月2日〔金〕まで

4 推薦方法

推薦書（別記様式）を平成17年12月2日〔金〕までに愛媛県経済労働部管理局労働雇用課へ到着するように提出してください。

なお、推薦書には、次の書類を添付して下さい。

(1) 政令第21条第3項の規定による愛媛県労働委員会の証明書

(2) 次の事項を記載した委員候補者の履歴書

- ア 氏 名
- イ 生年月日
- ウ 本 籍
- エ 現 住 所
- オ 学 歴
- カ 経 歴
- キ 所属政党

別記様式(4関係)

推 薦 書

年 月 日

愛媛県知事

殿

所在地

労働組合の名称

代表者氏名

印

労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、愛媛県労働委員会労働者委員の候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年齢	所属労働組合 及びその地位	労働組合法(昭和24年 法律第174号)第19条の 4第1項該当の有無

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第10号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年11月18日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第12条に次の1号を加える。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し、若しくは反射するための物を取り付け、又は付着させて、大型自動車、普通自動車（原動機の大さが、総排気量0.050リットル以下のもの及び定格出力0.60キロワット以下のものを除く。）又は大型特殊自動車を運転しないこと。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第3号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年11月18日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

第1条 愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表1 警備業法（昭和47年法律第117号）の項専決事項の欄第2号中「第4条の2第1項」を「第5条第1項」に改め、同項同欄第3号中「第4条の2第2項」を「第5条第2項」に改め、同項同欄第4号中「第4条の2第3項」を「第5条第3項」に改め、同項同欄第5号中「第16条第1項」を「第50条第1項」に改め、同項同欄第6号中「第16条第2項」を「第50条第2項」に改める。

別表2の1の(3)の表警備業法の項専決事項の欄第1号中「第4条の4第1項」を「第7条第1項」に改め、同項同欄第2号中「第4条の4第2項」を「第7条第2項」に改め、同項同欄第3号中「第4条の4第3項」を「第7条第3項」に改め、同項同欄第4号を削り、同項同欄第5号中「第11条の3第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改め、同号を同項同欄第4号とし、同項同欄第6号中「第11条の3第2項第2号」を「第22条第2項第2号」に改め、同号を同項同欄第5号とし、同項同欄第9号中「第14条」を「第48条」に改め、同号を同項同欄第10号とし、同項同欄第8号中「第11条の6第2項第2号」を「第42条第2項第2号」に改め、同号を同項同欄第9号とし、同項同欄第7号中「第11条の6第2項第1号」を「第42条第2項第1号」に改め、同号を同項同欄第8号とし、同項同欄第5

号の次に次の2号を加える。

6 第22条第8項の規定による指導教育責任者講習の実施

7 第23条第1項の規定による検定の実施

別表2の1の(3)の表警備業法の項の次に次のように加える。

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）	1 附則第5条の規定による審査（書面審査を除く。）
-----------------------------	---------------------------

別表2の2の(4)の表警備業法の項専決事項の欄第1号中「第6条第2項」を「第11条第2項」に改め、同項同欄第2号中「第11条の3第2項」を「第22条第2項」に改め、同項同欄第4号を次のように改める。

7 第46条の規定による報告徴収等（警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。）

8 第47条第1項の規定による立入検査（警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。）

別表2の2の(4)の表警備業法の項専決事項の欄第3号中「第11条の6第2項」を「第42条第2項」に改め、同号を同項同欄第6号とし、同項同欄第2号の次に次の3号を加える。

3 第23条第4項の規定による合格証明書の交付

4 第23条第5項の規定において準用する第22条第5項の規定による合格証明書の書換え

5 第23条第5項の規定において準用する第22条第6項の規定による合格証明書の再交付

別表2の2の(4)の表警備業法の項の次に次のように加える。

警備業法の一部を改正する法律	1 附則第5条の規定による審査（書面審査に限る。）
----------------	---------------------------

別表3 警備業法の項専決事項の欄第1号中「第4条の2第5項」を「第5条第5項」に改め、同項同欄第2号中「第5条」を「第9条」に改め、同項同欄第3号中「第5条の2第1項」を「第10条第1項」に改め、同項同欄第4号中「第6条第1項」を「第11条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）」に改め、同項同欄第5号中「第6条第3項」を「第11条第3項」に改め、同項同欄第6号を削り、同項同欄第7号中「第6条の2第1項及び第2項」を「第12条第1項及び第2項」に改め、同号を同項同欄第6号とし、同項同欄第8号中「第6条の2第3項」を「第12条第3項」に改め、同号を同項同欄第7号とし、同項同欄第9号中「第9条第2項」を「第16条第2項」に改め、同号を同項同欄第8号とし、同項同欄第10号中「第9条第3項」を「第16条第3項」に改め、同号を同項同欄第9号とし、同項同欄第11号中「第10条第2項」を「第17条第2項」に改め、同号を同項同欄第10号とし、同項同欄第12号中「第11条の3第4項（第11条の6第3項）」を「第22条第5項（第42条第3項）」に改め、同号を同項同欄第11号とし、同項同欄第13号中「第11条の3第5項（第11条の6第3項）」を「第22条第6項（第42条第3項）」に改め、同号を同項同欄第12号とし、同項同欄第14号中「第11条の4」

を「第40条」に改め、同号を同項同欄第13号とし、同項同欄第15号中「第11条の5」を「第41条」に改め、同号を同項同欄第14号とし、同項同欄第16号を次のように改める。

15 第46条の規定による報告徴収等（当該警察署に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。）

16 第47条第1項の規定による立入検査（当該警察署に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。）

**第2条** 愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を次のように改正する。

別表2の1の(3)の表放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）の項専決事項の欄第1号中「第18条の2第6項」を「第18条第6項」に改め、同項同欄第2号中「使用者等」を「許可届出使用者等」に改める。

別表2の2の(4)の表放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の項専決事項の欄第1号中「第18条の2第5項」を「第18条第5項」に改め、同項同欄第2号中「第18条の2第10項」を「第18条第10項」に改め、同表放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和35年政令第259号）の項同欄第1号中「第17条の2の2第1号」を「第18条第1号」に改め、同項同欄第2号中「第17条の2の2第2号」を「第18条第2号」に改め、同項同欄第3号中「第17条の2の2第3号」を「第18条第3号」に改める。

**第3条** 愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を次のように改正する。

別表2の1の(3)の表核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）の項専決事項の欄第1号中「第59条の2第5項（第66条第2項において準用する場合を含む。）」を「第59条第5項」に改め、同項同欄第2号中「第59条の2第6項（第66条第2項において準用する場合を含む。）」を「第59条第6項」に改め、同項同欄第3号中「第59条の2第7項（第66条第2項において準用する場合を含む。）」を「第59条第7項」に改め、同項同欄第4号中「第59条の2第9項（第66条第2項において準用する場合を含む。）」を「第59条第9項」に改め、同項同欄中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

5 第62条の3の規定による事故等の報告の受理

別表2の2の(4)の表核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の項専決事項の欄第1号中「第59条の2第10項（第66条第2項において準用する場合を含む。）」を「第59条第10項」に改め、同項同欄第2号中「第59条の2第13項（第66条第2項において準用する場合を含む。）」を「第59条第13項」に改め、同表核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）の項同欄第1号中「第17条の5の2」を「第50条」に改め、同項同欄第2号中「第17条の5の3第1項第1号」を「第51条第1項第1号」に改め、同項同欄第3号中「第17条の5の3第1項第2号」を「第51条第1項第2号」に改め、同項同欄第4号中「第17条の5の3第1項第3号」を「第51条第1項第3号」に改め、同項同欄第5号

中「第17条の5の3第2項」を「第51条第2項」に改める。

**附 則**

この訓令中、第1条の規定は平成17年11月21日から、第2条の規定は公布の日から、第3条の規定は平成17年12月1日から施行する。

**選挙管理委員会告示**

**○愛媛県選挙管理委員会告示第77号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成17年11月18日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所在地
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム和光苑	松山市井門町1099番地
軽費老人ホーム	ケアハウス和光苑	松山市井門町1099番地

**任 免 辞 令**

**○免職辞令**

11月18日

内 堀 良 雄

（労働者委員）

願により愛媛県労働委員会委員を免ずる